



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
3 月 2 5 日
第 5 9 9 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 （※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（住宅課）	1
○ 告 示	
滋賀県統計調査条例に基づく県統計調査に係る調査票情報の提供（国際課）	31
滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により指定する区域（循環社会推進課）	31
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項に規定する救急病院（医療政策課）	31
道路区域の変更（道路保全課）	31
道路の供用開始（道路保全課）	33
急傾斜地崩壊危険区域の指定（流域政策局）	33
○ 公 告	
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	34
○ 土 木 事 務 所 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江）	34

規 則

滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第10号

滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和42年滋賀県規則第45号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 宅地造成等工事規制区域内における規制（第 6 条－第17条）
- 第 3 章 特定盛土等規制区域内における規制（第18条－第30条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）および宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則において使用する用語は、法および政令において使用する用語の例による。

（申請書等の様式）

第 3 条 法および省令の規定による申請書等は、特に定めのあるもののほか、それぞれ次に定める様式によるものとする。

- (1) 法第 5 条第 2 項の規定による測量または調査のための立入通知書 別記様式第 1 号
- (2) 法第 6 条第 1 項の規定による土地の試掘等許可申請書 別記様式第 2 号

- (3) 法第6条第1項の規定による土地の試掘等に係る意見聴取書 別記様式第3号
- (4) 法第6条第2項の規定による障害物の伐除または土地の試掘等通知書 別記様式第4号
- (5) 法第6条第3項の規定による障害物の伐除通知書 別記様式第5号
- (6) 法第7条第1項(法第24条第2項または法第43条第2項において準用する場合を含む。)および第2項に規定する身分を示す証明書 別記様式第6号
- (7) 法第7条第2項に規定する許可証 別記様式第7号
- (8) 省令第48条第1項または第78条第1項の規定による宅地造成または特定盛土等に関する工事の定期報告書 別記様式第8号
- (9) 省令第48条第2項または第78条第2項の規定による土石の堆積に関する工事の定期報告書 別記様式第9号(緊急措置)

第4条 工事主は、法の規定による許可を受けた工事または法の規定による届出をした工事によって災害が発生し、または他に危害を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに必要な措置をとり、その結果を文書により、速やかに、知事に届け出なければならない。

(技術的基準)

第5条 政令第20条第1項(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)に規定する擁壁の設置に代わる措置は、次に掲げる工法による措置とする。

- (1) 間知石空積み工その他の空積み工
- (2) 積み苗工
- (3) その他知事が適当と認めた工法

第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制

(宅地造成等に関する工事の許可申請書の添付書類)

第6条 省令第7条第1項第12号および第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事主に係る主たる取引金融機関の預金残高証明書または融資証明書
- (2) 工事主が個人であるときは、最近3年間の所得税の納税証明書および住民票記載事項証明書
- (3) 工事主が法人であるときは、最近3年間の法人税および法人事業税の納税証明書、登記事項証明書、直前事業年度の財務諸表ならびに事業経歴書
- (4) 法第12条第2項第4号に規定する同意をした全ての者の印鑑登録証明書または印鑑証明書
- (5) 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書および建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- (6) 申請に係る土地の区域の求積図
- (7) 申請に係る土地の登記事項証明書および公図の写し
- (8) 工程表
- (9) 排水施設の設計に係る書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(宅地造成等に関する工事の着手の届出)

第7条 法第12条第1項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手するまでに、工事着手届出書(別記様式第10号)に、法第49条の規定による標識の掲示の状況が分かる写真その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の協議)

第8条 宅地造成または特定盛土等に関する工事について法第15条第1項の規定により知事に協議をしようとする者は、宅地造成または特定盛土等に関する工事の協議書(別記様式第11号)の正本および副本に、省令第7条第1項各号(第8号および第9号を除く。)に掲げる書類および第6条第4号から第10号までに掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第15条第1項の規定により知事に協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(別記様式第12号)の正本および副本に、省令第7条第2項各号(第6号および第7号を除く。)に掲げる書類および第6条第4号から第10号までに掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の協議書を受理した場合において協議が成立したときは、その旨の通知を協議書の副本に所要の事項を記載することにより行うものとする。

4 前条および第17条の規定は、法第15条第1項の規定による協議が成立した宅地造成等に関する工事について準用する。

（宅地造成等に関する工事の変更許可申請書の添付書類）

第 9 条 宅地造成または特定盛土等に関する工事について法第16条第 1 項の許可を受けようとする者は、省令第37条第 1 項の申請書に、同項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第16条第 1 項の許可を受けようとする者は、省令第37条第 2 項の申請書に、同項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第10条 法第16条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の軽微変更届出書（別記様式第13号）に、知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の変更の協議）

第11条 宅地造成または特定盛土等に関する工事について法第16条第 3 項において準用する法第15条第 1 項の規定により知事に協議をしようとする者は、宅地造成または特定盛土等に関する工事の変更協議書（別記様式第14号）の正本および副本に、当該変更に係る省令第 7 条第 1 項各号（第 8 号および第 9 号を除く。）に掲げる書類、第 6 条第 4 号から第10号までに掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第16条第 3 項において準用する法第15条第 1 項の規定により知事に協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（別記様式第15号）の正本および副本に、当該変更に係る省令第 7 条第 2 項各号（第 6 号および第 7 号を除く。）に掲げる書類、第 6 条第 4 号から第10号までに掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 第 8 条第 3 項の規定は、前 2 項の協議について準用する。

（宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部完了検査）

第12条 知事は、法第12条第 1 項の許可を受けた宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部が完了し、その完了した工事に係る土地が次の各号のいずれにも該当する場合において、工事主が宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書（別記様式第16号）を提出したときは、当該工事の一部についての工事の完了検査（以下この条において「一部完了検査」という。）を行うことができる。

(1) 一部完了検査を受けようとする工事に係る土地の分割が可能であり、かつ、分割された土地の各々が独立して完全に使用し得るとき。

(2) 一部完了検査を受けようとする工事に係る土地が、他の土地の災害防止上支障がないとき。

(3) その他知事が支障がないと認めるとき。

2 知事は、前項の規定による一部完了検査を行った結果、法第13条第 1 項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部検査済証（別記様式第17号）を交付する。

（監督処分に関する公告の方法）

第13条 法第20条第 5 項（法第23条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、滋賀県公報への登載その他の方法により行うほか、当該公告の日から10日間公告に係る土地の付近の適当な場所に掲示して行うものとする。

2 前項の公告には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 措置を行う日時および場所

(2) 措置の内容

(3) その他知事が必要と認める事項

（宅地造成等工事規制区域内における工事等の届出の添付書類）

第14条 宅地造成または特定盛土等に関する工事について法第21条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、省令第52条第 1 項の届出書に、同条第 2 項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第21条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、省令第52条第 3 項の届出書に、同条第 4 項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 法第21条第 3 項の規定による届出をしようとする者は、省令第55条の届出書に、位置図、土地の平面図その他の知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

4 法第21条第 4 項の規定による届出をしようとする者は、省令第56条の届出書に、位置図、土地の平面図その他の知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する届出工事の変更の届出）

第15条 法第21条第 1 項または第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、

届出工事の変更届出書(別記様式第18号)に、知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出工事の完了の届出)

第16条 法第21条第1項または第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、届出工事の完了届出書(別記様式第19号)を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等工事規制区域内における工事の休止等の届出)

第17条 法第12条第1項の許可を受けた工事主または法第21条第1項もしくは第3項の規定による届出をした者は、当該許可または届出に係る工事の休止、再開または廃止をしようとするときは、工事休止・再開・廃止届出書(別記様式第20号)を知事に提出しなければならない。

第3章 特定盛土等規制区域内における規制

(特定盛土等または土石の堆積に関する届出工事の変更の届出の添付書類)

第18条 特定盛土等に関する工事について法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第61条第1項の届出書に、同項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第61条第2項の届出書に、同項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可申請書の添付書類)

第19条 省令第63条第1項第2号および第2項第2号の規則で定める書類は、第6条第1項各号に掲げる書類とする。

(特定盛土等または土石の堆積に関する工事の着手届)

第20条 法第27条第1項の規定による届出をした工事主または法第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該届出または許可に係る工事に着手するまでに、工事着手届出書(別記様式第10号)に、法第49条の規定による標識の掲示の状況が分かる写真その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等または土石の堆積に関する工事の協議)

第21条 特定盛土等に関する工事について法第34条第1項の規定により知事に協議をしようとする者は、宅地造成または特定盛土等に関する工事の協議書(別記様式第11号)の正本および副本に、省令第7条第1項各号(第8号および第9号を除く。)に掲げる書類および第6条第4号から第10号までに掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第34条第1項の規定により知事に協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(別記様式第12号)の正本および副本に、省令第7条第2項各号(第6号および第7号を除く。)に掲げる書類および第6条第4号から第10号までに掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の協議書を受理した場合において協議が成立したときは、その旨の通知を協議書の副本に所要の事項を記載することにより行うものとする。

4 前条および第30条の規定は、法第34条第1項の規定による協議が成立した特定盛土等または土石の堆積に関する工事について準用する。

(特定盛土等または土石の堆積に関する工事の変更許可申請書の添付書類)

第22条 特定盛土等に関する工事について法第35条第1項の許可を受けようとする者は、省令第67条第1項の申請書に、同項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第35条第1項の許可を受けようとする者は、省令第67条第2項の申請書に、同項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等または土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第23条 法第35条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の軽微変更届出書(別記様式第13号)に、知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等または土石の堆積に関する工事の変更の協議)

第24条 特定盛土等に関する工事について法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定により知事に協議をしようとする者は、宅地造成または特定盛土等に関する工事の変更協議書(別記様式第14号)の正本および副本に、当該変更に係る省令第7条第1項各号(第8号および第9号を除く。)に掲げる書類、第6条第4号から第10号までに掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定により知事に協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(別記様式第15号)の正本および副本に、当該変更に係る省令第7条第2項各号(第6号および第7号を除く。)に掲げる書類、第6条第4号から第10号までに掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 第21条第3項の規定は、前2項の協議について準用する。

（特定盛土等に関する工事の一部完了検査）

第25条 知事は、法第30条第1項の許可を受けた特定盛土等に関する工事の一部が完了し、その完了した工事に係る土地が次の各号のいずれにも該当する場合において、工事主が宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書（別記様式第16号）を提出したときは、当該工事の一部についての工事の完了検査（以下この条において「一部完了検査」という。）を行うことができる。

- (1) 一部完了検査を受けようとする工事に係る土地の分割が可能であり、かつ、分割された土地の各々が独立して完全に使用し得るとき。
- (2) 一部完了検査を受けようとする工事に係る土地が、他の土地の災害防止上支障がないとき。
- (3) その他知事が支障がないと認めるとき。

2 知事は、前項の規定による一部完了検査を行った結果、法第31条第1項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部検査済証（別記様式第17号）を交付する。

（監督処分に関する公告の方法）

第26条 第13条の規定は、法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（特定盛土等規制区域内における工事等の届出の添付書類）

第27条 特定盛土等に関する工事について法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第82条第1項の届出書に、同項において準用する省令第52条第2項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第82条第2項の届出書に、同項において準用する省令第52条第4項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 法第40条第3項の規定による届出をしようとする者は、省令第85条第1項の届出書に、位置図、土地の平面図その他の知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

4 法第40条第4項の規定による届出をしようとする者は、省令第86条の届出書に、位置図、土地の平面図その他の知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等または土石の堆積に関する届出工事の変更の届出）

第28条 法第40条第1項または第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書（別記様式第18号）に、知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等または土石の堆積に関する届出工事の完了の届出）

第29条 法第27条第1項または第40条第1項もしくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、届出工事の完了届出書（別記様式第19号）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等規制区域における工事の休止等の届出）

第30条 法第27条第1項もしくは第40条第1項もしくは第3項の規定による届出をした者または法第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該届出または許可に係る工事の休止、再開または廃止をしようとするときは、工事休止・再開・廃止届出書（別記様式第20号）を知事に提出しなければならない。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別 記

様式第 1 号（第 3 条関係）

測量または調査のための立入通知書

年 月 日

土地占有者

住所

氏名

様

滋賀県知事



このことについて、下記のとおり実施しますから、宅地造成及び特定盛土等規制法第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 立入りの目的
- 2 立入り場所
- 3 立入りの年月日
- 4 立ち入ろうとする者の所属、職および氏名

様式第 2 号（第 3 条関係）

土地の試掘等許可申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり土地の試掘等を行いたいので、許可の申請をします。

記

- 1 行為年月日
- 2 行為場所
- 3 行為場所の所有者（占有者）
住所
氏名
- 4 行為目的
- 5 行為内容
- 6 行為責任者の職氏名

注 1 申請者または行為場所の所有者（占有者）が法人である場合においては、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称および代表者の氏名を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 3 号（第 3 条関係）

土地の試掘等に係る意見聴取書

年 月 日

土地または障害物の所有者（占有者）

住所

氏名

様

滋賀県知事



このことについて、 から別紙のとおり宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、同項の規定に基づきあなたの意見を求めます。

この回答は、 年 月 日までにしてください。

なお、期限までに回答がない場合は、同意されたものと認めます。また、土地の試掘等の際に生じた損失は、同法第 8 条第 1 項の規定により補償されます。

様式第 4 号（第 3 条関係）

障害物の伐除または土地の試掘等通知書

年 月 日

障害物または土地の所有者（占有者）

住所

氏名

様

滋賀県知事



このことについて、下記のとおり実施しますから、宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 実施の目的
- 2 実施の内容
- 3 実施の場所
- 4 実施の年月日
- 5 障害物を伐除しようとする者または土地に試掘等を行おうとする者の所属、職および氏名

様式第 5 号（第 3 条関係）

障害物の伐除通知書

年 月 日

障害物の所有者（占有者）

住所

氏名 様

滋賀県知事 印

このことについて、下記のとおり実施しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 実施の目的
- 2 実施の内容
- 3 実施の場所
- 4 実施の年月日

様式第 6 号（第 3 条関係）

（表）

第	号
身分証明書	
所属名	
職名	
氏名	
上記の者は、	宅地造成及び特定盛土等規制法第 5 条第 1 項の規定による立入測量 または調査 宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の規定による土地の試 掘等 宅地造成及び特定盛土等規制法第 24 条第 1 項の規定による立入検査 宅地造成及び特定盛土等規制法第 43 条第 1 項の規定による立入検査
る者であることを証明します。	
年 月 日	
滋賀県知事	
	

(裏)

宅地造成及び特定盛土等規制法(抜粋)

(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。)は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物(以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(証明書等の携帯)

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(立入検査)

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(立入検査)

第43条 都道府県知事は、第27条第4項(第28条第3項において準用する場合を含む。)、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第 7 号（第 3 条関係）

第 号

障害物の伐除または土地の試掘等許可証

行為者 住所
職氏名

上記の者について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の規定により許可します。

- 1 行為年月日
- 2 行為場所
- 3 行為目的
- 4 行為内容

年 月 日

滋賀県知事



様式第 8 号（第 3 条関係）

宅地造成または特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

工事主 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第19条第 1 項
第38条第 1 項〕の規定により、宅地造成または特定盛土等に関する工事について
次のとおり報告します。

1 工事が施行される土地の所在地 および地番				
2 工事の許可年月日および許可番 号	年 月 日 第 号			
3 報告年月日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 報告の時点における盛土または 切土の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における盛土または 切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点における盛土または 切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 報告の時点における擁壁等に関 する工事の施行状況				
8 擁壁の床掘りを完了したときの 状況				
9 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配 筋を完了したときの状況				
10 地下に埋設する集水管、暗渠、 管渠等の配置を完了したときの状 況				

注 1 第 5 回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
2 報告の時点における盛土または切土をしている土地およびその付近の状況ならびに 7 欄から10欄までの状況
を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第 9 号（第 3 条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

工事主 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第19条第 1 項
第38条第 1 項〕の規定により、土石の堆積に関する工事について次のとおり報告
します。

1 工事が施行される土地の所在地 および地番				
2 工事の許可年月日および許可番号	年 月 日 第 号			
3 報告年月日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 報告の時点における土石の堆積の 高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における土石の堆積の 面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点における土石の堆積の 土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 前回の報告から新たに堆積された 土石の土量または除却された土石の 土量				
8 地下に埋設する集水管、暗渠、管 渠等の配置を完了したときの状況				

注 1 第 5 回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を
排除する措置の状況、柵等の設置状況等）およびその付近の状況ならびに 8 欄の状況を明らかにする写真その
他の書類を添付すること。

様式第10号（第 7 条、第20条関係）

工事着手届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

工事主 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

宅地造成等に関する工事に着手するので、滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
第 7 条
第 8 条第 4 項にお
第 20 条
第 21 条第 4 項にお

いて準用する第 7 条
いて準用する第 20 条
の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 許可年月日および許可番号 年 月 日 第 号
(最初に届け出た年月日 年 月 日)
- 2 工事をする土地の所在地および地番
- 3 工事着手年月日 年 月 日

注 1 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第11号（第 8 条、第21条関係）

宅地造成または特定盛土等に関する工事の協議書

第 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

協議者 主たる事務所の所在地
名称および代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第 1 項
第34条第 1 項 の規定により協議します。

1	工事主の住所および氏名				
2	設計者の住所および氏名				
3	工事施行者の住所および氏名				
4	土地の所在地および地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積				m ²
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土の種類 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
工 事 の 概 要	ア	盛土または切土の高さ			m
	イ	盛土または切土をする土地の面積			m ²
	ウ	盛土	m ³		
		切土	m ³		
	エ	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	カ	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
キ	崖面の保護の方法				
ク	崖面以外の地表面の保護の方法				
ケ	工事中の危険防止のための措置				
コ	その他の措置				
サ	工事着手予定年月日				年 月 日
シ	工事完了予定年月日				年 月 日
ス	工程の概要				
11	その他必要な事項				

※受付欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号

- 注 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 1 欄の工事主、2 欄の設計者または 3 欄の工事施行者が法人である場合においては、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称および代表者の氏名を記入すること。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 6 8 欄は、該当する盛土の種類に○印を付すこと。（複数選択可）
- 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11欄は、宅地造成または特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第12号（第 8 条、第21条関係）

土石の堆積に関する工事の協議書

第 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

協議者 主たる事務所の所在地
名称および代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第 1 項
第34条第 1 項 の規定により協議します。

1	工事主の住所および氏名			
2	設計者の住所および氏名			
3	工事施行者の住所および氏名			
4	土地の所在地および地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積		m ²	
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ	土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ	勾配が10分の 1 を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ	空地の設置	番号	空地の幅
				m
	ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ	工事中の危険防止のための措置		
	サ	その他の措置		
シ	工事着手予定年月日	年 月 日		
ス	工事完了予定年月日	年 月 日		
セ	工程の概要			
8	その他必要な事項			
※受付欄		※協議に当たって付した条件	※協議番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	

注 1 ※印のある欄は記入しないこと。
2 1 欄の工事主、2 欄の設計者または 3 欄の工事施行者が法人である場合には、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称および代表者の氏名を記入すること。

- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さおよび延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第13号（第10条、第23条関係）

宅地造成等に関する工事の軽微変更届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第16条第 2 項
第35条第 2 項〕の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について次のとお
り届け出ます。

- 1 宅地造成等に関する工事の許可番号 年 月 日 第 号
- 2 土地の所在地および地番
- 3 変更に係る事項

事項	変更前	変更後

- 4 変更の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第14号（第11条、第24条関係）

宅地造成または特定盛土等に関する工事の変更協議書

(宛先)
滋賀県知事

第 年 月 日 号

協議者 主たる事務所の所在地
名称および代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 （第16条第 3 項において準用する同法第15条第 1 項
第35条第 3 項において準用する同法第34条第 1 項） の規定により変更協議します。

1	工事主の住所および氏名				
2	設計者の住所および氏名				
3	工事施行者の住所および氏名				
4	土地の所在地および地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積			m ²	
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土の種類 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	ア	盛土または切土の高さ		m	
	イ	盛土または切土をする土地の面積		m ²	
	ウ	盛土		m ³	
		切土		m ³	
	エ	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	カ	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
	キ	崖面の保護の方法			
ク	崖面以外の地表面の保護の方法				
ケ	工事中の危険防止のための措置				
コ	その他の措置				
サ	工事着手予定年月日			年 月 日	
シ	工事完了予定年月日			年 月 日	
ス	工程の概要				

11 その他必要な事項		
12 変更の理由		
13 許可番号		
※受付欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号

- 注 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 1 欄の工事主、2 欄の設計者または 3 欄の工事施行者が法人である場合においては、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称および代表者の氏名を記入すること。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 6 8 欄は、該当する盛土の種類に○印を付すこと。（複数選択可）
- 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11欄は、宅地造成または特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第15号（第11条、第24条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

第 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

協議者 主たる事務所の所在地
名称および代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第16条第3項において準用する同法第15条第1項} \\ \text{第35条第3項において準用する同法第34条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により変更協議します。

1	工事主の住所および氏名		
2	設計者の住所および氏名		
3	工事施行者の住所および氏名		
4	土地の所在地および地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積		m ²
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ		m
	イ 土石の堆積を行う土地の面積		m ²
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量		m ³
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅
			m
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ 工事中の危険防止のための措置		
	サ その他の措置		
シ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
セ 工程の概要			
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
10	許可番号		
※受付欄		※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号

注 1 ※印のある欄は記入しないこと。

2 1 欄の工事主、2 欄の設計者または 3 欄の工事施行者が法人である場合においては、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称および代表者の氏名を記入すること。

3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

4 4 欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。

5 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さおよび延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第16号（第12条、第25条関係）

宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

工事主 住所
氏名

滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 〔 第12条第 1 項
第25条第 1 項 〕 の規定による検査を申請します。

1 許可の年月日および番号	年 月 日 第 号
2 工事の一部完了年月日	年 月 日
3 工事が一部完了した土地の所在地および地番	
4 工事が一部完了した土地の面積	m ²
5 申請の理由	
6 工事施行者の住所および氏名	
7 現場管理者の氏名	

注 1 この申請書には、完了した工事の部分を明らかにした図面を添付すること。
2 工事主または 6 欄の工事施行者が法人である場合においては、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称および代表者の氏名を記入すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第17号（第12条、第25条関係）

宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部検査済証

第 号
年 月 日

滋賀県知事 印

下記の宅地造成または特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法 ⎵ 第13条第 1 項
第31条第 1 項
の規定に適合していることを証明する。

記

1 許可の年月日および番号	年 月 日 第 号
2 検査した土地の所在地および地番	
3 検査した土地の面積	m ²
4 工事主の住所および氏名	
5 工事の一部完了検査年月日	
6 検査員職氏名	

様式第18号（第15条、第28条関係）

届出工事の変更届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第21条第 1 項または第 3 項
第40条第 1 項または第 3 項〕の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を

次のとおり変更したいので、届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	
2 工事をしている土地の 所在地および地番	
3 工事をしている土地の 面積	
4 行おうとする工事の種 類および内容	
5 変更事項	
6 変更理由	

注 1 1 欄については、宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第 1 項または第40条第 1 項の規定による届出の場合のみ記載すること。
2 2 欄については、宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第 3 項または第40条第 3 項の規定による届出の場合のみ記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第19号（第16条、第29条関係）

届出工事の完了届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left(\begin{array}{l} \text{第21条第1項または第3項} \\ \text{第27条第1項} \\ \text{第40条第1項または第3項} \end{array} \right)$ の規定により届け出た宅地造成等に関する工事が完了したので、届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事をした土地の所在地および地番	
3 工事施行者の住所および氏名	
4 備考	

注 1 届出者または 3 欄の工事施行者が法人である場合においては、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称および代表者の氏名を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第20号（第17条、第30条関係）

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

工事休止・再開・廃止届出書

下記のとおり、工事を休止（再開・廃止）したいので届け出ます。

記

1 許可年月日および番号	年 月 日 第 号 (最初に届け出た年月日 年 月 日)
2 工事を（休止）している土地の所在地および地番	
3 工事を休止（再開・廃止）しようとする理由	
4 工事進捗状況および防災措置	

注 1 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

告 示

滋賀県告示第113号

滋賀県統計調査条例（昭和26年滋賀県条例第 7 号）第 8 条の規定に基づき、次のとおり県統計調査に係る調査票情報の提供を行った。

令和 7 年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 調査票情報の提供を受けた者の氏名または名称 公益財団法人滋賀県国際協会
- 2 県統計調査の名称 令和 6 年度外国人の住民基本台帳人口調査
- 3 調査票情報の利用目的 公益財団法人滋賀県国際協会のホームページで情報等を公表し、多文化共生の社会づくり推進のためのデータとするため。また、しが外国人相談センターにおいての多様な相談に対応するための基礎的な資料とするため。
- 4 利用する調査票情報を特定するために必要な事項 令和 6 年度外国人の住民基本台帳調査（滋賀県内外国人国籍別・在留資格別・年齢別人口）
- 5 調査票情報の利用期間 令和 7 年 2 月 28 日から令和 8 年 2 月上旬まで
- 6 調査票情報を提供した年月日 令和 7 年 2 月 28 日

滋賀県告示第114号

滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則（平成 8 年滋賀県規則第 52 号）第 5 条第 1 項の規定により、下水道の供用開始が確実に見込まれる区域を次のとおり指定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年滋賀県告示第 101 号（滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により指定する区域）は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 7 年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

指定する区域 区域図のとおり

（「区域図」は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、滋賀県甲賀土木事務所、滋賀県湖東土木事務所および滋賀県高島土木事務所ならびに大津市役所、草津市役所、守山市役所、東近江市役所、近江八幡市役所、彦根市役所および長浜市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。ただし、滋賀県甲賀土木事務所にあつては栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、竜王町および日野町の、滋賀県湖東土木事務所にあつては豊郷町、甲良町、多賀町、愛荘町および米原市の、滋賀県高島土木事務所にあつては高島市の、各市役所にあつては当該市の区域に係る区域図を縦覧に供する。）

滋賀県告示第115号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき申出のあつた次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和 7 年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人社団美松会 生田病院	医療法人社団美松会	湖南市菩提寺104－13	令和10. 3. 31
地方独立行政法人公立甲賀病院	地方独立行政法人公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾1256番地	令和10. 3. 31

滋賀県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和 7 年 3 月 25 日から令和 7 年 4 月 8 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	伊庭円山線	近江八幡市白王町字津田607番 2地先から	変更後	最小 11.0m } 最大 21.5m	69.7m	旧道区間の近 江八幡市への 移管(令和7. 4.1)に伴 う道路区域の 更 なお、現道の 供用は従前の とおり
		近江八幡市白王町字長葭584番 地先まで				
		近江八幡市白王町字津田607番 2地先から		最小 12.0m } 最大 29.6m	262.5m	
		近江八幡市白王町字西出823番 1地先まで				
		近江八幡市白王町字津田607番 2地先から	変更前	最小 11.0m } 最大 22.7m	237.7m	
		近江八幡市白王町字西出823番 1地先まで		最小 12.0m } 最大 29.6m	262.5m	
	草津伊賀線	湖南省夏見字下五反田639番1 地先から	変更後	最小 12.0m } 最大 14.2m	142.8m	道路改良工事 (歩道整備) に伴う道路区 域の変更
		湖南省夏見字上五反田577番1 地先まで	変更前	最小 9.6m } 最大 11.5m	142.8m	
	間田長浜線	米原市市場字関戸172番地先か ら	変更後	最小 10.7m } 最大 31.7m	330.0m	道路改良工事 (歩道整備) に伴う道路区 域の変更
		米原市市場字廻戸221番8地先 まで	変更前	最小 7.7m } 最大 32.1m	332.6m	
			変更後	最小 14.8m } 最大	386.5m	旧道区域の日 野町への移管 (令和7.4. 1)に伴う道

	石原八日市線	蒲生郡日野町大字蓮花寺字竹ヶ尻2308番 1 地先から 蒲生郡日野町大字蓮花寺字下之町1943番地先まで	変更前	44.1m		路区域の変更 なお、現道の 供用は従前の とおり
				最小 14.8m } 最大 44.1m	386.5m	
	桜川西中在寺線	蒲生郡日野町大字蓮花寺字常古718番地先から 蒲生郡日野町大字蓮花寺字門之下2037番地先まで	変更後	最小 12.5m } 最大 44.1m	1142.5m	旧道区域の日 野町への移管 （令和 7. 4. 1）に伴う道 路区域の変更 なお、現道の 供用は従前の 通り （重用） 石原八日市線 L = 382. 0m
				最小 12.5m } 最大 44.1m	1142.5m	
			変更前	最小 5.7m } 最大 18.0m	1053.2m	

滋賀県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 3 月25日から令和 7 年 4 月 8 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
大房東横関線	近江八幡市若宮町字横茶園469番 2 地先から 近江八幡市若宮町字横茶園468番 2 地先まで	令和 7. 3. 25	L = 23. 2m
草津伊賀線	湖南市夏見字下五反田639番 1 地先から 湖南市夏見字上五反田577番 1 地先まで	令和 7. 3. 25	L = 142. 8m

滋賀県告示第118号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 3 月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 区域の名称 鳥居本 2 号
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱 1 号から12号までを順次結んだ線および標柱 1 号と12号を結んだ線に囲まれた区域

市	町	大 字	字	地 番	標柱番号
彦根市	鳥居本町		下灰ノ尾	813	1

〃	〃		〃	〃	2
〃	〃		〃	〃	3
〃	〃		〃	〃	4
〃	〃		〃	〃	5
〃	〃		〃	〃	6
〃	〃		灰ノ尾	1428－1	7
〃	〃		〃	1428	8
〃	〃		〃	1431－1	9
〃	〃		〃	〃	10
〃	〃		下灰ノ尾	813	11
〃	〃		〃	〃	12

公 告

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

守山市が令和7年3月25日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14－75

土 木 事 務 所 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年3月25日

滋賀県東近江土木事務所長 橋 本 聡

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡竜王町大字小口1138番地18リクソーレVI202号 澤 彰宏	蒲生郡竜王町大字駕輿丁字東出121番	296.31㎡	令和7.3.11	000557